

## J-OBDD 情報提供新規会員登録・更新申請

J-OBDD 情報提供新規会員への登録・更新をご希望の場合は、次の利用規約及び注意事項にご同意いただく必要があります。

### J-OBDD を活用した排気に係る装置の点検整備に関する情報の利用規約

ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社（以下「JLRJ」といいます）が行う車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報提供のサービスについては、この点検整備情報利用規約（以下「本規約」といいます）の各条項が適用されるものとします。

#### 第1条（用語の定義）

本規約において使用する用語を次の各号のとおり定義します。

（1）「提供情報」

第24条各項に記載の対象自動車の点検整備情報等を表記した情報

（2）「本サービス」

提供情報を会員に有償で提供するサービス

（3）「本サービス提供画面」

JLRJ が開設・運営する本サービス提供のためのインターネット上の画面

（4）「会員契約」

本サービスを利用するための本規約を内容とする契約

（5）「登録・更新申込者」

本サービスを利用するため会員契約及び更新の申込みをする者

（6）「会員」

JLRJ と会員契約を締結した者

（7）「登録情報」

登録・更新申込者が登録した情報

（8）「DVD 提供1年契約」

会員が会員契約成立後、JLRJ が提供情報を DVD にて会員に提供し、提供日より1年間、最新の情報を提供する契約（更新を希望する場合、本規約に従い、改めて申し込みを行うものとする）

（9）「DVD&整備書提供1年契約」

会員が会員契約成立後、JLRJ が提供情報を DVD 及び整備書にて会員に提供し、提供日より1年間、最新の情報を提要する契約（更新を希望する場合、本規約に従い、改めて申し込みを行うものとする）

（10）提供料金

各契約に応じた以下の料金

DVD 提供 1 年契約 金 68,000 円（消費税別）

DVD & 整備書提供 1 年契約 金 125,000 円（消費税別）

（DVD と整備書の内容は同一となります）

（いずれも会員契約成立時及び更新時の消費税率が適用されます）

## 第 2 条（本規約の適用）

1. 本規約は、会員契約に関する一切に適用されるものとします。
2. 本規約は、随時変更されることがあり、本サービス提供画面上において変更が表示されたときからその効力が生じるものとします。
3. 前項の変更後の規約は、会員契約の成立の時期を問わず、すべての会員に適用されるものとします。ただし、変更後の規約が既存の会員の利益を著しく損ねる場合は、既存の会員には適用されないものとします。

## 第 3 条（会員資格及び契約手続き）

1. 登録・更新申込者及び会員は、法人又は個人の別を問わず、自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に限るものとします。
2. 登録・更新申込者は、本サービス提供画面上の指示に従い、本規約に同意の上、申込書印刷ページへ進んで頂きます。
3. 登録・更新申込者は、申込用紙に必要事項を記入し、PDF ファイル又はファックスで JLRJ へ送信するものとします。
4. 登録・更新申込者は、第 1 項の事業者であることを示す有効な認証書の写しを PDF ファイル又はファックスで JLRJ に送信するものとします。
5. JLRJ は、登録・更新申込書を受領後、本条 6 項に関する審査を行い、登録・更新申込み承認の返信をもって会員契約が成立するものとし、会員料金の指定口座への入金を確認後に情報提供を行うものとします。
6. 前項の規定にかかわらず、JLRJ は、登録・更新申込者が以下の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みを承諾しないことがあります。
  - （1）登録情報に虚偽又は不備があったとき
  - （2）過去に本規約に違反し、会員契約を解除されていたとき
  - （3）その他 JLRJ が承諾を不相当と判断する相当な理由があるとき

## 第 4 条（契約期間）

会員の契約期間は、会員が提出した登録・更新申込書を JLRJ が受領し、登録・更新申込み承認の返信をした日から効力を有し情報提供日より 1 年間とします。

## 第 5 条（契約の更新）

会員が会員契約の更新を希望するときは、第 3 条各項に従い、改めて申し込みを行うものとします。

## 第6条（著作権）

会員契約に基づき会員に提供される提供情報に係る著作権、商標権、実用新案権その他一切の知的財産権は、英国の製造会社ジャガー・ランドローバー・リミテッド又は JLRJ に帰属するものであり、会員に対し、いかなる権利も付与するものではありません。

## 第7条（利用方法）

- 1．会員は、提供情報をランドローバー車の排気に係る装置の点検整備以外の目的で使用することはできません。
- 2．会員は、提供情報をプリントアウトし、これを利用することができますが、第三者に対し、有償・無償の如何を問わず、当該プリントアウト及びそのコピーを閲覧・利用することはできないものとします。

## 第8条（利用上の注意）

会員は、本サービスにおいて、提供情報を自らの判断と責任でランドローバー車の排気に係る装置の点検整備に使用するものであり、当該点検整備に関して生じる一切の問題（整備不良、整備未了、故障その他の瑕疵等）については、会員自らの費用と負担においてこれを解決するものとし、JLRJ は一切の責任を負わないものとします。

## 第9条（会員へのサポート）

- 1．会員は、前項の規定に関わらず、提供情報の表示言語についての不備、誤記等があると考えたときは、JLRJ に対し、照会することができるものとします。この場合は、JLRJ は、必要な範囲で回答、訂正を行うものとする。
- 2．会員は、前項の規定が自己の扱う点検整備について、JLRJ からアドバイスその他の適当な援助を受けられるものではないことを了承するものとします。

## 第10条（登録情報の変更）

会員は、登録情報に変更が生じた場合及び第3条1項の地位を失った場合、直ちに JLRJ に対し、その旨を届け出るものとします。

## 第11条（中途解約）

会員は、理由の如何を問わず会員契約を中途解約することができるものとします。ただし、会員は JLRJ に対し、支払い済みの会員料金の返還を求めるとはできないものとします。

## 第12条（本サービスの中断・終了）

次の各号いずれかに該当するとき JLRJ は、本サービスの一部又は全部を一時的に中断又は終了することができるものとします。この場合、JLRJ は、受領済みの会員料金の返還を要しないものとします。

- ( 1 ) 通信回線・サーバーその他関連施設の故障、火災、天才地変、暴動、戦争等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となったとき
- ( 2 ) その他本サービスの提供が困難となる相当な事由が生じたとき

### 第 13 条 ( 解約 )

JLRJ は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの通知催告を要せず直ちに会員契約を解約することができるものとします。この場合、JLRJ は、受領済みの会員料金の返還を要しないものとします。

- ( 1 ) 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、その他類似の手続開始の申し立てを受け、又は自ら申立をした場合
- ( 2 ) 振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき
- ( 3 ) 差押え、仮差押えもしくは仮処分の申し立てがあったとき、又は競売の申し立てがあったとき
- ( 4 ) 解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
- ( 5 ) 第 3 条第 1 項に定める事業者の地位を失ったとき
- ( 6 ) 本契約の条項の一に違反したとき

### 第 14 条 ( 反社会的勢力等の排除 )

- 1 . 会員は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知的暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます)ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人・個人事業者等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 2 . 会員が前項に違反し又は次の各号のいずれかに該当したときは、JLRJ は、何ら催告することなく会員契約を解除することができるものとします。
  - ( 1 ) 会員又はその関係が反社会的勢力等であると認められるとき
  - ( 2 ) 会員が反社会的勢力等により実質的に関与されている法人又は個人事業者であると認められるとき
  - ( 3 ) 会員の事業場が反社会的勢力等により使用され、又は反社会的勢力等の組織的な活動の用に供されていると認められるとき
  - ( 4 ) JLRJ が前項に基づき会員契約を解除した場合、JLRJ は、会員から受領済みの会員料金の返還を要しないとともに、JLRJ に損害が生じたときは、当該会員に対し、その賠償を求めることができるものとします。

### 第 15 条 ( 法の遵守 )

本規約に定める JLRJ との取引の枠組みにおいて、会員は会員の従業員又は第三者による詐欺、横領、破産犯罪、競争法違反の犯罪、利益保証、贈賄、収賄あるいはその他の不正行為に関する犯罪に起因する刑事責任を生ぜしめる恐れのあるいかなる行為も行ってはならないものとします。前記に違反した場合、JLRJ は、会員との間に存在する全ての取引を直ちに撤回又は終了させ、

また全ての交渉を終了させる権利を有するものとします。また、会員は、会員自身及び JLRJ との取引に適用される全ての法律、規則を遵守する義務を負うものとします。

#### **第 16 条（譲渡等の禁止）**

会員は、会員契約上の地位又は権利義務の全部もしくは一部について、第三者に譲渡・移転・質入れその他担保に供することはできないものとします。

#### **第 17 条（秘密保持）**

会員は、提供情報及び会員契約に基づいて入手した情報・知識等で JLRJ 及びジャガー・ランドローバー・リミテッドが一般に公開していない情報等について、厳にその秘密を保持し、第三者にこれを開示・漏洩しないものとします。万一、会員がこれに違反した場合、会員は、JLRJ 及びジャガー・ランドローバー・リミテッドに対し、生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとします。

#### **第 18 条（業務の委託）**

JLRJ は、本サービスの全部もしくは一部につき、その他の第三者に対して業務委託できるものとします。

#### **第 19 条（個人情報等の取り扱い）**

1. JLRJ は、登録情報に入力された事項（住所、氏名、電話番号、メールアドレス等）その他の本サービスにおいて取得した会員の個人情報等（以下「個人情報」といいます）を、以下の利用目的の範囲内で利用します。
  - （1）本サービス提供のため
  - （2）社内統計資料作成の為（年齢構成、性別構成等）
2. JLRJ は、JLRJ が管理責任者となり、ジャガー・ランドローバー・リミテッドとの間で、前項記載の目的及びその他個人情報取得の際に明示する目的のために、個人情報等を共同利用することがあります。製造会社：ジャガー・ランドローバー・リミテッド
3. JLRJ は、本条第 1 項記載の利用目的の達成に必要な範囲内で、JLRJ より業務委託を受けた第三者（以下「委託先」といいます）に個人情報等の取扱いを委託します。尚、委託先は、委託された業務以外に当該情報を使用しないものとします。
4. JLRJ は、会員の個人情報等を、事前に会員の同意を得ることなく、第三者（本条第 2 項及び前項の場合を除きます。）に提供いたしません。ただし、人の生命、身体又は財産の保護に必要があり、会員の同意を得ることが困難な場合、国の機関又は地方公共団体の要請がある場合、又は法令の定めに基づく場合には、個人情報等の第三者提供を行うことがあります。

#### **第 20 条（規約の効力）**

本規約のいずれかの規定が法令違反その他の理由により無効その他効力を欠くと判断される場合

においても、当該規定以外の条項は、いずれもその効力を有するものとします。

#### **第21条（存続条項）**

理由のいかんを問わず、会員契約が終了した場合においても、第6条（著作権等）、第7条第2項（プリントアウト等の破棄等）、第17条（秘密保持）及び第22条（準拠法及び合意管轄）の規定は、その効力を保持するものとします。

#### **第22条（準拠法及び合意管轄）**

- 1．本規約は日本法に準拠するものとします。
- 2．本規約及びこれに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第23条（協議事項）**

本規約に定めのない事項又は解釈について疑義の生じた事項については、誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとします。

#### **第24条（提供情報）**

- 1．点検整備情報等は、整備要領書等（排気に係る装置に係るものに限る）のほか、排気に係る装置の点検及び整備をするに当たって必要となる情報であって、以下に掲げるものをいいます（以下「点検整備情報等」という）。
  - （1）全ての故障コードに関する情報
  - （2）車載式故障診断装置の構造及び作動条件に関する情報
  - （3）その他排気に係る装置の点検及び整備に必要な情報
- 2．提供情報の対象自動車は以下の型式の車種とします。
  - （1）型式：CBA-LV2A
  - （2）車種：RANGE ROVER EVOQUE / RANGE ROVER EVOQUE COUPE
- 3．表示言語は、日本語又は英語とします。

制定：2014年10月1日

## ご注意事項

情報提供は、地方運輸局長の「認証」を受けた「普通自動車分解整備事業者」、「指定自動車整備事業」の指定を現在受けている事業者に限られますので予めご了承くださいますようお願いいたします（申請・更新時に認証又は指定書類のコピーを添付いただきます）。

尚、情報提供される対象自動車は、国土交通省の告示に従って決定されます。

### 【登録・更新申請時の必要事項について】

登録・更新申請時、以下の項目を申請書にご記入いただく必要があります。

- ・会社名
- ・代表者名
- ・担当者名
- ・部署名
- ・住所
- ・Tel/Fax 番号
- ・E-mail アドレス
- ・使用用途
- ・希望契約内容

### 【お問い合わせについて】

お申込みに関するご質問がある場合は、電話にてお問い合わせください。

ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 お客様相談室

TEL：0120-92-2992

対応時間：平日 10:00 - 17:00

（祝祭日及びジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社の特定の休日を除く）

上記営業時間に電話にて、対応させていただきます。

## J-OBD 情報提供新規会員登録・更新申込書

必要事項及び確認事項のチェックボックスをご記入の上、承諾欄に署名を行い、下記の申込先に PDF ファイル又はファックスにてお申し込みください。その際に、自動車分解整備事業者又は指定自動車整備事業者を示す有効な認定書の写しを PDF ファイル又はファックスにて送信ください。

### 【申込先】

FAX 番号：03-5470-4062

E-mail アドレス：[jirelv@jaguarlandrover.com](mailto:jirelv@jaguarlandrover.com)

### 「必要事項記入欄」

会社名 (フリガナ)		
代表者名 (フリガナ)		
担当者名 (フリガナ)		
部署名		
住所		
TEL / FAX 番号		
E-mail アドレス		
使用用途		
希望契約内容 (どちらかに○を お付け下さい)	DVD 提供 1 年契約 料金：68,000 円 (税抜)	DVD & 整備書提供 1 年契約 料金：125,000 円 (税抜)

### 「確認事項」

利用規約の内容を確認されましたか? . . . . . はい                    いいえ

利用規約の内容にご不明な点はありませんか? . . . . . はい                    いいえ

提供情報の内容(車種等)を確認されましたか? . . . . . はい                    いいえ

「いいえ」の項目ある場合は「ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 お客様相談室」  
へ電話にてお問い合わせください。

利用規約に同意いたします。

会社名：

代表者名：

日付：